

一般財団法人
日本助産評価機構

JIME



2025年度 愛仁会看護助産専門学校
専修学校／専門学校評価
評価報告書

はじめに

一般財団法人日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、公益社団法人日本助産師会、公益社団法人全国助産師教育協議会、一般社団法人日本助産学会の3団体の発起により、2007（平成19）年1月17日に成立しました。本機構は、当初、特定非営利活動法人として発足しましたが、さらなる評価事業の拡大を目指し、2014（平成26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立しました。助産専門職大学院の認証評価機関としては、2008（平成20）年4月8日付けで文部科学大臣より認証を受けています。

本機構は、日本の助産教育機関における教育水準の維持及び向上を図ると共に、当該助産教育機関の個性的で多様な教育の発展に資するため、助産教育機関の評価を実施しています。評価結果を公表することで、助産教育機関が広く社会の評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて自らその教育について改善・発展することを促し、助産師教育活動の質を向上させることを目的としています。

専門分野別評価は国際的潮流になっており、日本においても国際社会の一員として必要不可欠なものとなりつつあります。国際助産師連盟は、助産師教育の世界基準（2019）を定め、質の高い、エビデンスに基づく医療サービスを女性、新生児、家族に提供するために、十分に資格がある助産師を育成することによって、世界中の助産師を強化することにつながると謳っています。

日本における助産師教育は多様な形態をとり、法令により受審義務がある助産教育機関は一部に限られています。公正・中立な第三者機関による専門的・客観的立場からの評価を受けることは、よりよい教育を実施・評価・改善していくという好循環をつくります。

本年度、助産教育機関の受審申請を受け、第三者評価を実施することができ、評価結果をここに公表することにより一層、社会のニーズに沿った助産師教育の改善や質の向上に資する責任を果たすことができると確信します。

最後になりましたが、2025（令和7）年度の評価事業にご協力を賜りました評価員の皆様はじめ関係各位に、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

2026（令和8）年3月31日
一般財団法人日本助産評価機構
理事長 堀内 成子

目 次

はじめに

I 評価の概要.....	1
II 愛仁会看護助産専門学校に対する評価結果.....	9
1. 評価結果.....	9
2. 総評.....	9
3. 長所および改善を要する点のまとめ.....	11
4. 専修学校／専門学校評価の各評価基準における評価結果.....	13
第1章 教育の理念・目的.....	13
第2章 教育課程.....	15
第3章 入学者選抜.....	28
第4章 学生への支援体制.....	32
第5章 教員組織.....	34
第6章 施設、設備および図書館等.....	37
第7章 点検・評価.....	39
愛仁会看護助産専門学校に対する評価スケジュール.....	42
愛仁会看護助産専門学校 提出資料一覧.....	43
資料	
2025（令和7）年 専修学校／専門学校評価関連 委員会等名簿.....	45

Ⅰ 評価の概要

1 日本助産評価機構の沿革

日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、2006（平成18）年8月に教育及び助産実践の第三者評価に関する事業を行うことで、教育及び助産実践の質の向上と利用者の選択の利便を支援し、その成果を助産教育機関・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、社団法人日本助産師会、全国助産師教育協議会、日本助産学会の3団体の発起により設立され、2007（平成19）年1月17日に成立した特定非営利活動法人です。

前出の3団体では、それぞれが助産実践に深く関わる専門職教育の評価システムの観点から、具体的な評価のあり方について調査・研究を行ってまいりました。その結果、様々な教育課程に適応できる多面的な評価システムを構築し、各教育機関の規模や多様性に対応でき、柔軟かつ弾力的な評価システムに基づく、助産教育の第三者評価が必要であるとの見解から、様々な助産教育評価に係る活動も行っていました。

本機構は、助産専門職大学院の認証評価機関となるべく組織体制づくりや評価基準の検討を重ね、2007（平成19）年12月に文部科学大臣に助産専門職大学院の認証評価機関として申請し、2008（平成20）年4月8日付けで、認証評価機関として認証されました。その後、2009年（平成21）年に天使大学専門職大学院の認証評価を行いました。2010年（平成22）年より、実践施設として助産所の第三者評価を開始しました。さらなる評価事業の拡大をめざし、2014（平成26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立しました。2015（平成27）年に、助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）レベルⅢの個人認証を開始しました。

2 評価の特徴

本機構が実施する評価には、以下のような特徴があります。

- 1) 本機構が行う評価は、受審する助産教育機関の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として行います。
- 2) 本機構の評価には、助産教育機関の種類別に、以下の5種類があります。
 - ① 助産専門職大学院認証評価
 - ② 助産学大学院評価
 - ③ 学士課程における助産師教育課程評価
 - ④ 助産学専攻科／別科評価
 - ⑤ 専修学校／専門学校評価

- 3) 本機構の定める評価基準は、評価の種類別に、7章からなる「基準」及び、基準に係る細則・解釈・定義等の「解釈指針」で構成され、各教育機関で満たすことが必要と考えられる要件及び受審校の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を設定しています。
- 4) 評価方法については、本機構の定める評価基準に則した自己点検評価報告書に基づき、書面調査（自己点検評価報告書の分析）及び現地調査により実施します。
- 5) 評価結果については、評価基準に「適合している」、「適合していない」の2区分で判断します。評価基準に「適合している」と認めるには、各基準がすべて満たされていなければなりません。「適合していない」場合は、適合しない理由に対する改善報告書の提出を求めます。

3 評価手数料

評価手数料は、以下のとおりです。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① 助産専門職大学院認証評価手数料： | 1,500,000 円（消費税込） |
| ② 助産学大学院評価手数料： | 500,000 円（消費税込） |
| ③ 学士課程における助産師教育課程評価手数料： | 500,000 円（消費税込） |
| ④ 助産学専攻科／別科評価手数料： | 500,000 円（消費税込） |
| ⑤ 専修学校／専門学校評価手数料： | 500,000 円（消費税込） |

4 評価の組織体制

本機構の評価に係る組織体制は、認証評価評議会、評価委員会とその下に置かれる評価チーム、評価結果に対する受審校からの異議申し立ての採否を審議する異議審査委員会によって構成されています。

認証評価評議会は、本機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員9名程度（助産教育に従事する教員3名、実践に従事する助産師3名、一般有識者3名）により構成され、評価基準の策定・変更等、評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書（原案）に対する受審校からの意見の申し立ての採否を決定し、必要があるときには評価報告書（原案）の修正を行います。

評価委員会は、認証評価評議会の選任した評価委員10名程度（評価委員は助産分野の専任教員、または助産実践に従事する助産師であることを原則とする）により構成され、調査報告書（案2）の検討、及び評価事業の実施に関する事項を決定します。

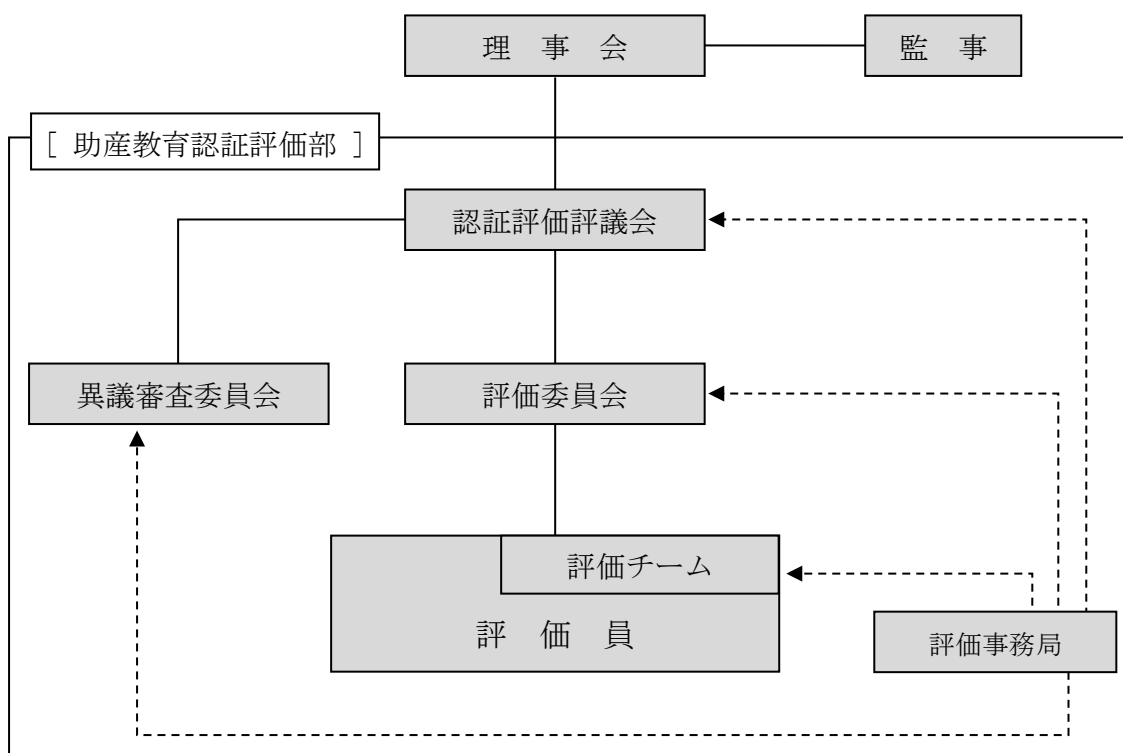
評価チームは、評価委員会が受審校毎に選任した評価員により構成され、構成人数は原

則として3名とし、2名は助産分野の専任教員とし、1名は助産師であって教育研究活動に識見を有する者あるいは助産領域の実践者とします。その内1名は主査とし、1名を副査とします。評価チームは、受審校の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書（案1）にまとめます。不明な点は質問事項として受審校に送付し、現地調査を実施します。その後、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成し、評価委員会に提出します。評価委員会を経て、評価報告書（原案）を作成し、認証評価評議会へ提出します。その後、認証評価評議会の承認を得て、最終的に評価報告書をまとめます。

異議審査委員会は、認証評価評議会の選任した異議審査委員5名で構成され、異議審査委員のうち3名は助産師教育機関助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は本機構の理事及び監事とします。異議審査委員会は、評価報告書に対し、受審校から出された異議の申し立てがなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出します。

事務局は、評価に係る事務を処理します。

評価のための組織体制図



5 評価のプロセスとスケジュール

本機構の評価は、教育機関の受審申請をもって評価を行います。概ね6ページに記載の「評価スケジュール」に準じて行います。

1) 受審校による自己点検評価報告書の作成

本機構の評価を受けようとする教育機関は、機構が要請する自己点検評価項目を中心に自己点検評価を実施し、その結果をまとめた自己点検評価報告書及び基礎データ表、添付資料を指定期日までに機構に提出します。

2) 書面調査

評価チームは、自己点検評価報告書を分析・検討し、その結果を調査報告書（案1）にまとめ、不明な点は質問事項として列挙します。受審校は質問事項への回答を機構に提出します。

3) 現地調査

原則として3名の評価員からなる評価チームが現地調査を行い、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成します。

4) 評価報告書（原案）の作成

評価委員会は、評価チームによる調査報告書（案2）、自己点検評価報告書、関連資料に基づき、評価を行います。その意見を受けて、評価チームは評価報告書（原案）を作成します。

5) 受審校による意見申立・異議申立

作成された評価報告書（原案）は、公表前に受審校に送付して意見を求めます。意見の申し立てがあれば、意見を検討し評価委員会として評価報告書に反映させます。

また、評価報告書の評価結果において、評価基準に適合していない旨の判定がなされた受審校は、「異議申立趣意書（様式14）」の提出により異議申し立てを行うことができます。提出された異議申し立ては、異議審査委員会で審査されます。

6) 評価結果の公表

評価結果は、受審校から評価報告書（原案）について意見の申し立てがなかったとき、もしくは、意見の申し立てや異議申し立てがなされた場合、それに関する本機構が別途定める手続が終了したとき、評価評議会により確定します。確定した評価報告書は、受審校に送付すると共に、社会に対して公表します。

7) 年次報告書の提出

本機構の評価により適合認定を受けた受審校は、認証期間の5年間、教育活動等に関する重要事項（教員組織、収容定員／選抜定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、

卒業生／修了生の進路及び活動状況等、機構が指定した事項) についての年次報告書(様式 10) を機構に提出することになります。評価結果において、「改善勧告」及び「改善を要する点」が付されていた場合は、その取り組み状況も記載します。

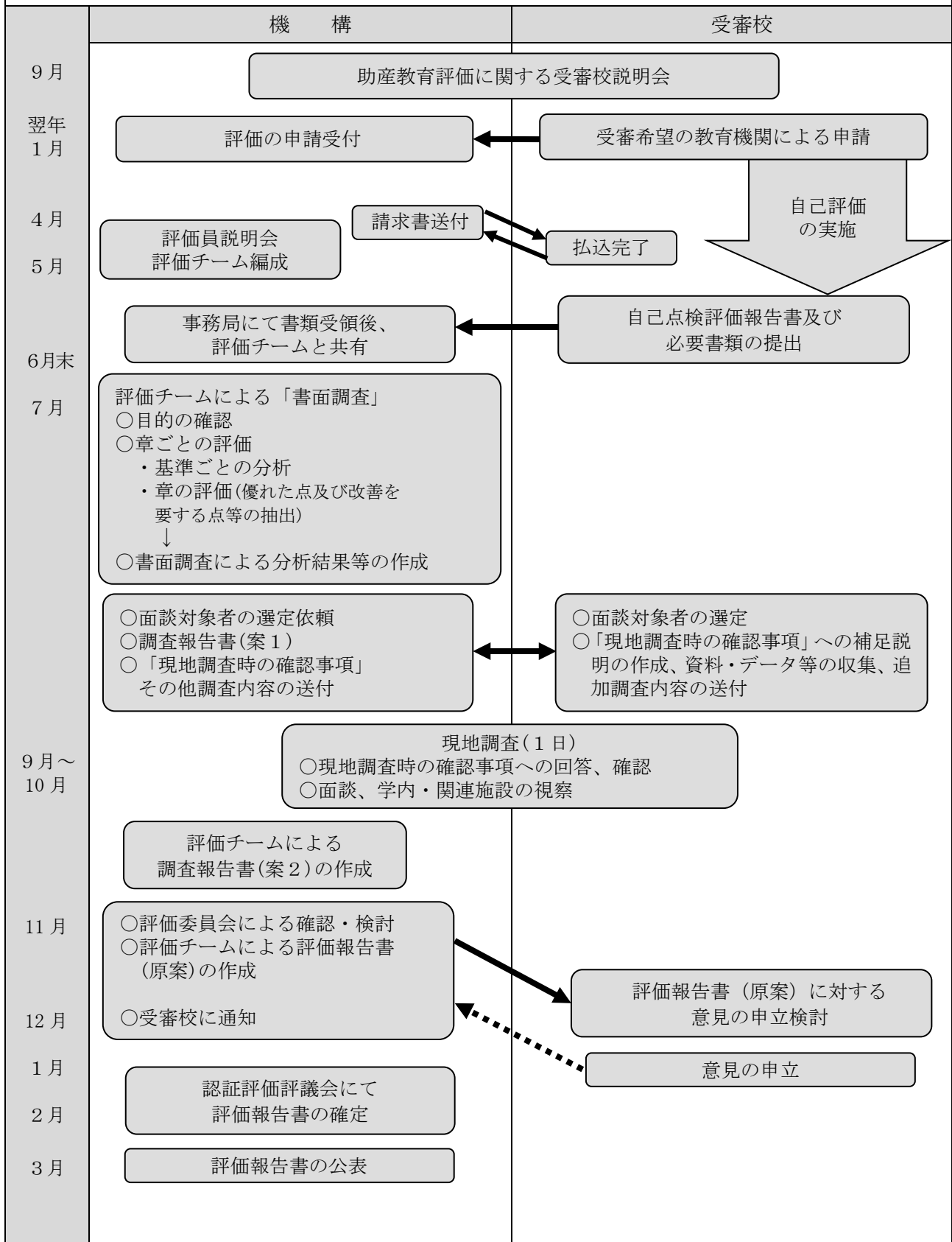
また、受審校は評価を受けた後、次の評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知することになります。機構は、通知等によって変更に係る事項について把握したときは、受審校の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

8) 認定更新のための評価受審

本機構の評価では、すべての評価基準に適合している受審校に対し 5 年間の適合認定を与えます。適合認定の更新のためには、5 年ごとの受審が必要です。

評価スケジュール

※原則として下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



6 評価基準と評価項目

1) 評価基準の性質および機能

- ① 評価基準は、学校教育法に規定する大学評価基準、もしくは保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条即ち助産師学校養成所指定基準に基づいて策定されたものです。
- ② 評価基準は、公益社団法人日本助産師会の「助産師の声明・綱領」に定める助産師の理念に基づき、ICMの「ICM助産実践に必須のコンピテンシー」、および「助産師教育の世界基準」を参考にし、正常な出産の支援、女性のライフステージに応じた健康支援、家族を含めた地域母子保健活動を自立して実践し、これらの活動を行うための管理調整ができる高度な助産教育活動等を評価するために策定されたものです。
- ③ この評価基準は、設置基準等を踏まえて、助産教育機関の教育活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を本機構が行う際に、助産教育機関の助産教育に必要と考える要件および当該受審校の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものです。

2) 評価基準の表現方法

評価基準の表現方法は、その内容により、次の2つに分類されます。

- ① 定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例「・・・であること。」「・・・されていること。」等
- ② 少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
努力義務を指す。
例「・・・に努めていること。」等

3) 解釈指針の表現方法

解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、及び例示を規定したものであり、その内容により、次の3つに分類されます。

- ① 定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例「・・・であること。」「・・・されていること。」等
- ② 少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例「・・・に努めていること。」等
- ③ 定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。
例「・・・が望ましい。」等

4) 適合認定

- ① 適合認定は、本機構による評価の結果、受審校が評価基準に適合していると認められた場合に与えられます。認定期間は、評価受審の翌年4月から5年間です。
- ② 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければ

ばなりません。

- ③ 各基準を満たすためには、3) 解釈指針の表現方法の①及び②が満たされていなければなりません。

7 評価結果の構成

受審校に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 各評価基準における評価結果」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、受審校が評価基準に適合しているか否かを記します。

「Ⅱ 総評」には、受審校の理念・目的ならびに教育目標とその明示、周知方法、教育目標の検証、受審校の優れた点及び改善を要する点を評価基準の章ごとに記します。

「Ⅲ 各評価基準における評価結果」は、「評価基準」のそれぞれに対する「根拠」、「評価結果」、「長所」及び「改善を要する点等」で構成されています。

「根拠」は、各評価基準に対する評価の根拠になる事実を記します。

「評価結果」は、適合しているか否かを記します。

「長所」は、評価基準を満たし、他の助産教育機関の手本になるような優れた点を示します。

「改善を要する点」は、評価基準に対して、最低限必要な水準には到達しているが、より一層改善努力を促すために提示するものです。

8 認定証及び認定マーク

評価の結果、本機構の評価基準に適合していると認定された助産教育機関には認定証が交付されます。認定機関が明記された認定マークも発行されます。この認定マークを学校案内やパンフレットなどの刊行物やホームページに掲載することで、常に自己点検評価に取り組んでいること、そして社会に対して助産教育の質を保証していることの象徴となることを目指しています。



II 愛仁会看護助産専門学校に対する評価結果

1. 評価結果

愛仁会看護助産専門学校助産学科は、一般財団法人日本助産評価機構が定める専修学校／専門学校評価基準に適合していると認定する。

2. 総評

第1章 教育の理念・目的

社会の変化に応じ期待される助産師の役割が熟慮された教育理念・目的を基盤に5つの教育目標（人権の尊重、人間関係の形成、判断し実践する力、チーム連携、自己研鑽）を掲げている。これらは常時学内に掲示され学生に意識づけている。また、学外にも広く公表されている。アドミッション・ポリシーに基づいた学生の受け入れに努め、6つのディプロマ・ポリシーが到達されるよう教育課程を編成している。各科目の学習目標・学習内容とも整合性が保たれ、さらに新カリキュラムに対応しており、一定の成果が認められる。

第2章 教育課程

保健師助産師看護師等学校養成所指定規則（以下「指定規則」とする）で示されている31単位の内容を満たして授業科目を配置している。基礎助産学は指定規則より1単位多い7単位160時間、助産診断・技術学は1単位多い11単位310時間、地域母子保健は2単位60時間、助産管理は2単位30時間、助産学実習は11単位495時間、計33単位1,055時間の助産実践に必要な授業科目を配置している。基礎助産学と助産診断・技術学を1単位ずつ多く配置することにより入学前の看護技術経験不足を補完し、助産技術の到達度の維持に務めている。また、特別講義として卒業要件とは別に、新生児蘇生法（NCPR：Neonatal Cardiopulmonary Resuscitation）及びALSO（Advanced Life Support in Obstetrics）の認定講習会等、周産期における救急時の対応に関する講義・演習を20時間設定し、教育内容を充実している。

講義・演習・実習とも学生数に対し、指導者の人数を十分に確保しており、少人数での授業展開も可能になっている。

講義・演習では、アクティブラーニングを多く取り入れ、科目の到達度にあわせて、様々な教育技法を用いて行われ、事例を通じた体験学習や問題解決学習等も組み込んでいる。学習方法のオリエンテーションは随時行われ、学習目標の明確化を図っている。自己学習支援として毎日Support hour（7時30分～18時45分）を設けており、ゼミ室や実習室、情報科学室、図書室を開放している。

臨地実習科目すべてにおいて、実習目標や実習内容は、STUDY GUIDEに詳細に記載し、学生に示している。学習プロセスをフローチャートに示し、具体的な学習活動のイメージ化を図り科目の目的達成に効果を上げている。実習病院3施設ともに実習指導責任者が配置され、専任教員を配置している。実習指導には両者と実習指導担当者で関わり、学生の到

達状況を把握し、学生個々の能力に応じた指導体制をとり、評価をしている。演習科目への実習指導担当者の参画、全国助産師教育協議会主催の特定分野（助産）における保健師助産師看護師実習指導者講習会の受講推奨等、当該校と実習施設の強固な連携により教育の質を高めている。

成績評価では、授業科目の成績は、試験、実技試験、臨床能力試験（OSCE：Objective Structured Clinical Examination）の結果により総合的に判定している。実習科目の評価は、実習評価項目、実習記録、学習態度より総合的に判定し、教員会議で施設間や担当者間の差異を平準化した後に決定している。合格点に達しなかったときの再試験の制度や病気等やむを得ない理由から試験を受験できなかった者に対する追試験の制度も明示している。評価に対する異議申し立ての制度は整備されているものの問い合わせ期間の確保や学生への明示に努められたい。

教育内容および方法の改善を図るために、専任教員は専門分野に応じて計画的に学会や外部研修に参加している。すべての専任教員が、助産実践能力習熟段階レベルⅢの認証を受けており、そのうち3名は2025年度に更新予定である。学生による授業評価を全科目で実施し、卒業時学校評価および卒業後4か月の母校訪問時のアンケート結果と併せて、カリキュラム評価の資料にしている。さらに、これらを実習施設との臨地実習指導者会議で説明し、学生指導に反映する仕組みを整備している。

第3章 志願者選抜

入学者選抜については、「学則および諸規定」において規定され、具体的な選抜方法に関しては「学生募集要項」に示し、公開している。入学試験は指定校制推薦入学試験、公募制推薦入学試験、一般入学試験と多様な入試を実施しており、幅広く受験生に門戸を開き、選抜方法についても受験生の能力を見極める工夫をしている。また、受験者数や合格者数、入学者数等について経年的変化を分析し、2021年入試からは運営主体となる法人での助産師需給状況も背景に、定員数を縮小（15名）している。

志願者数は公募制推薦入学試験は増加傾向にある。一方、一般入学試験の倍率は低下しているとはいえ高倍率（2025年：10.8倍）を維持している。学生募集要項での募集人員は推薦入学試験（指定校制・公募制）「7名程度」、一般入学試験「計15名（公募・指定校制推薦入試を含む）」と表記されているものの、直近5年における推薦入学試験による合格者は、収容定員の6割～7割（10～11名）となるようにしている。一般入学試験においては入学辞退があった場合、補欠合格者を繰り上げ合格（直近5年は1～4名）とし、15名の確保に努めている。

第4章 学生への支援体制

専任教員による技術面やメンタル面での相談時間 Support hour（7時30分～18時45分）をほぼ毎日設定し、学生の心身の健康と学習をサポートしている。その他、学生の経済面や健康相談、各種ハラスメント相談に必要な体制を整備している。専任教員は学生の適正や志望に応じて進路の選択ができるようきめ細やかに支援している。

第5章 教員組織

教務に関する主任者としての教育主事を含む専任教員4名は、助産師として8～13年の臨床経験をもち、専任教員として必要な研修を修了しており、看護師等養成所の運営に関するガイドラインの基準を満たしている。教員経験年数は9～19年であり、看護・助産師の教育評価に関する書籍の執筆や全国助産師教育協議会において教育検討委員会としての活動、小学校での命の教育に関するボランティア、助産学OSCEの評価者としての参画、助産師国家試験プール問題作成・登録の協力員等、教育業績の積み上げや社会貢献活動に従事し、自己研鑽を行っている。

複数の病院や福祉施設を有する法人組織に属する学校であることから、法人組織内の病院と連携し、教員の採用や人材育成を行っている。2021年度からは病院看護部により、助産師教育に関心の高いアドバンス助産師の有資格者が臨床教員として任命され、実習指導の充実強化を図っている。

第6章 施設、設備および図書館等

教室、演習室、実習室は全ての授業が効果的に実施できる広さであり、教材の数も備わっている。図書室には学習に必要かつ十分な図書および電子媒体を整備している。

第7章 点検・評価

教育目的ならびに目標を達成すべく、教育活動の自己点検・自己評価、学校関係者評価（構成員：法人関係者、卒業生、看護教育に関し知見を有する者等）を毎年実施している。また5年毎に第三者評価による評価を受審し、その結果を公表している。

3. 長所および改善を要する点のまとめ

<長所>

- 1) 実習室が長時間開放されているため、自由な時間に自己学習が可能となっており、学習の機会を最大限に保障する環境が整備されている。（基準2-2-2）
- 2) 実習指導責任者と専任教員は、臨地実習指導者会議（4回／年）及び実習前の打ち合わせで学生の技術習得状況や臨床経験等を情報共有し、指導方針を検討している。実習指導者は実習前の技術演習や試験に参画し、学生のレディネスを把握する等、学生個々の能力レベルに応じた指導体制を構築している。（基準2-3-2）
- 3) 臨地実習指導者会議を年間4回行い、実習科目に加え全科目の授業評価や卒業時学校評価、卒業後4か月の母校訪問時のアンケート結果を実習施設と共有し、学生指導に反映する仕組みを整備しており、学校（専任教員）と実習施設（臨床指導者）は強固な連携体制を築き維持している。（基準2-3-5）

- 4) 専任教員の外部研修や学会の参加を計画し、参加費・出張費の補助により、外部評価(助産実践能力習熟段階レベルⅢ)の認証更新を組織的にサポートしており、専任教員の実践能力を保証している。(基準 2-4-4)
- 5) 臨床教員制度を法人組織内の病院と連携して構築し、実習指導体制の充実強化を目的に運用している。(基準 5-1-2)

<改善を要する点>

- 1) 成績評価に対する学生の疑義申し立てに関しては、一定期間の確保や申し立て先を第三者とする等の制度の見直しと学生への明示が望まれる。(基準 2-4-3)
- 2) 推薦入学試験(指定校制・公募制)の募集人員を実態に即した内容とすることが望まれる。(基準 3-2-1)

<改善勧告>

なし

4. 専修学校／専門学校評価の各評価基準における評価結果

第1章 教育の理念・目的

1-1 専修学校／専門学校の理念・教育目的

基準 1-1-1

専修学校／専門学校においては、学校の理念にしたがって、教育目的や教育目標を定め、整合性のある卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）を制定し、教育課程に反映していること。

<評価結果の根拠・分析>

当該助産学科は、「自主性と和の精神をもって、人々の健康で豊かな生活に貢献する助産師を養成する」という教育理念のもと、社会の変化に応じた助産師の役割を考慮し、「周産期における正常経過からハイリスクまで、あらゆる対象に自律してケアを提供できる助産師を目指して、助産学の基礎的な能力とともに、どのような困難な状況であっても、多様なニーズに応え、安全な出産を保障できる実践力を育成します。また、これらの能力の基盤として、生命誕生、家族の創生にかかわる専門職としての使命感と責任感、女性や子ども・家族の権利を擁護できる倫理観を身につけ、女性とともにある助産師の原点を追求できる専門職業人を育成します」という教育目的を設定している。

教育目的を基盤に5つの教育目標（人権の尊重、人間関係の形成、判断し実践する力、チーム連携、自己研鑽）を掲げている。そして5つのアドミッション・ポリシーに基づいた学生の受け入れに努め、6つのディプロマ・ポリシーが到達されるよう教育課程を編成している。各科目の学習目標・学習内容とも整合性が保たれ、さらに新カリキュラムに対応している。

この教育目的は、学則や学生便覧等に明文化されている。

根拠：

【添付資料3】2024年度 学生便覧 p.3,4,47

【添付資料4】2024年度 STUDY GUIDE p.5-7

【添付資料7】規則規程集 p.1-14（学則）

【添付資料17】教育課程に含むべき条件

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 1-1-2

専修学校／専門学校においては、その理念・教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

<評価結果の根拠・分析>

学内においては学生便覧、STUDY GUIDE に教育理念や目的を明文化している。学生には入学又は実習オリエンテーション、特別教育活動等の機会に年間を通じて意識づけている。また校舎 1 階エントランスホールと講堂に、教育理念や教育目的のパネルを常時掲示し、教育目的を常に認識できる環境を整備している。

学外に対してはホームページやパンフレットに教育目的の他、教育理念、教育目標、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーもあわせて掲載するとともにオープンキャンパスでも説明し、学外にも広く公表している。

根拠：

【添付資料 2】 学校案内（パンフレット）

【添付資料 3】 2024 年度 学生便覧 p.3,4,47

【添付資料 4】 2024 年度 STUDY GUIDE p.4

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 1-1-3

専修学校／専門学校においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

<評価結果の根拠・分析>

教育目的である「高い倫理観と使命感を持ち、広く社会に貢献できる助産師の育成」のために、授業内容を工夫している。

当校の運営主体となる法人組織内の病院は、地域における周産期母子医療センターの役割を持ち、多くの母体救急事例や超未熟児事例等に対応している。これらの事例を実習で受け持つことにより、生命に直結する倫理的課題について洞察する機会や、産科的要因による障がいのある子どものケアを学ぶ実習、院内助産システムにおける自然な出産から、開業権を持つ自律した助産師の使命について習得する機会等の教育を展開している。

1997 年の助産学科開設以来 28 年間で入学生 468 名、うち 429 名が卒業し、卒業生は全員、助産師国家試験に合格している。さらに在学中に特別授業としての受胎調節実地指導員・NCPR（Neonatal Cardiopulmonary Resuscitation）や ALSO（Advanced Life Support in Obstetrics：2020・2021 年度は COVID-19 のためデモンストレーションコース、2022 年以降

はプロバイダーコースを開催)の認定講習会受講者は、その資格を取得している。直近3年の取得率は、NCPR 93.3~100%、ALSO 93.3%である。

卒業後の進路は99.3%が助産師として病院に就職しており、うち84.1%は運営主体となる法人組織内の病院に就職し、地域に密着した助産師としての活動を行っている。卒業後の就業先からは、基本的な実践力を備え、即戦力として安全で丁寧なケアの提供ができているとの高い評価を得ている。

また、卒業後4か月の時点で実施される母校訪問でのアンケートでは、教育内容は助産師として働く上での業務に役立っていると回答するものが多く、一定の成果が認められる。

根拠：

【表1】第1回生～第28回生までの動向

【表2】各種資格取得のための講習修了者

【添付資料3】2024年度 学生便覧 p.46

【添付資料4】2024年度 STUDY GUIDE p.47-58,p.8-11,p.15-43,p.12

【添付資料11】2024年度 助産師の卒業時の到達目標と到達度自己評価

【添付資料13】助産学科28回生卒業時学校評価

【基礎データ様式3表2】開講授業科目一覧

【基礎データ様式3表3-①】卒業生の進路状況

【基礎データ様式3表3-②】卒業生の国家試験受験状況

【確認事項資料①】2021年度 ALSO デモ プログラム

【確認事項資料②】2024年度 ALSO コーススケジュール

<評価結果>

評価基準に適合している。

第2章 教育課程

2-1 教育内容

基準 2-1-1

教育内容は指定規則をもとに助産実践に必要な授業科目が配置され、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育内容を構成していること。

<評価結果の根拠・分析>

教育内容は指定規則をもとに、助産実践に必要な授業科目を配置している。基礎助産学では、対象となる妊産褥婦・新生児の生理や病態等基本的な知識とともに、「助

産師基礎力の形成」等、カリキュラム・ポリシーにある生涯を通して自己研鑽する姿勢の育成につながる科目を配置し、指定規則より1単位多い7科目7単位で構成している。

助産診断・技術学では、分娩期の助産技術を中心に習得するための「助産診断技術演習」と、正常経過の妊産褥婦・新生児の助産診断とケアを習得するための「助産診断技術学I～IV」の他に、ハイリスク、ウィメンズヘルス、リプロダクティブヘルス、健康教育に関する科目を配置し、女性とその家族の生涯にわたる健康を支援できる能力を育成できるよう指定規則より1単位多い11単位で構成している。

その他、地域母子保健は2科目2単位、助産管理は2科目2単位、臨地実習は10科目11単位であり、指定規則で定められた科目はすべて網羅し、計33単位の充実した科目配置となっている。

根拠：

【添付資料3】2024年度 2024年度 STUDY GUIDE

p.8-12（科目概要 学校行事および特別講義）

p.47-58（卒業時の到達目標に関連する学習内容）

【添付資料18】指定規則と対比した教育内容、単位数

【添付資料19】教育目標と3つのポリシーと科目との関連

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件、到達レベル、成績評定基準等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

授業科目は全て必修科目である。その他、NCPR（Neonatal Cardiopulmonary Resuscitation）や規程時間数の多いALSO（Advanced Life Support in Obstetrics）は特別講義として配置し、受講を選択制として有資格者に配慮している。

科目配置は、単純な技術から複雑な技術、正常から異常、対象は個人から家族、地域、チームケア、管理へと、理解が進むように配置している。

4月から6月にかけての基礎助産学では基礎的知識、助産診断・技術学では周産期の正常経過を中心とした助産診断とケア技術を学び、6月から7月に配置している助産学実習（前期実習）では、分娩介助と妊産褥婦・新生児の正常経過の助産診断とケアを中心に経験し、まずは助産実践の基本と正常経過を学べるよう科目を配置している。

7月から9月には、ハイリスクや倫理的課題への対応の視点、地域母子保健、助産管理学の科目を学ぶことで、助産師の専門性を高められるよう配慮している。そして10月からの助産学実習（後期実習）では、個に対するウェルネスの視点に加え、正常からの逸脱予防や

異常時の対応、管理的視点を学べる配置となっている。

1月から2月には、7月から受け持っている継続事例の事例検討を助産学研究として学内成果発表会を行っている。

シラバスには、授業の内容・方法、履修要件、到達レベル、成績評定基準等が明確に記載されており、STUDY GUIDE や学生便覧等によっても授業内容や進度等を図示し、学生に理解しやすいよう配慮している。

根拠：

【添付資料 3】 2024 年度 学生便覧

p.7-14 (学則)、p.17-20 (履修規程)、p.53 (学科進度計画表)

【添付資料 4】 2024 年度 STUDY GUIDE p.13 (学科進度表)、p.15-43 (シラバス)

【添付資料 5】 2024 年度 実習要項 p.5-8 (実習科目概要)、p.9 (実習計画表)

【添付資料 6-①】 2024 年度時間割 (計画)

【添付資料 20】 2024 年度 学科進度表 科目別週別時間数計画・実施一覧

【添付資料 21】 2024 年度 学年暦

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数・時間数との関係において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に照らして適切であること。

<評価結果の根拠・分析>

基礎助産学は指定規則より 1 単位多い 7 単位 160 時間、助産診断・技術学は 1 単位多い 11 単位 310 時間の設定となっている。地域母子保健は 2 単位 60 時間、助産管理は 2 単位 30 時間、助産学実習は 11 単位 495 時間である。全体で 33 単位 1,055 時間であり、各教育内容、全体の単位数ともに、指定規則に定められた単位数以上の設定である。

助産学実習の 11 単位は 10 科目から構成されており、前期実習から後期実習へと段階的に到達レベルを上げている。

実習科目では、例えば、助産実践実習Ⅰの分娩介助事例が緊急帝王切開となった場合は帝王切開決定までは助産実践実習Ⅰ、それ以降は周産期ハイリスク実習Ⅱとして時間計上し、評価している。すなわち、一部の科目では受持ち妊産婦の状況に合わせて実習科目を読み替えていることから、科目毎の実習時間数の確保と、学生、専任教員共に共通認識した上での実習目標の設定・評価が望まれる。

根拠：

【添付資料 18】 指定規則と対比した教育内容、単位数

【基礎データ様式 3 表 2】 開講授業科目一覧

【基礎データ様式 3 表 4】 実習内容一覧

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-2 教育方法

基準 2-2-1

専修学校／専門学校においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その他の方法による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

<評価結果の根拠・分析>

講義は15名を対象にしているが、一方向の授業展開にならないよう、グループワークや意見発表を取り入れるよう工夫している。助産診断・技術学の演習では、毎回グループディスカッションを取り入れ、学生3～5名に対して1名の教員または臨床教員、臨床助産師、卒業生等がファシリテーションに入り、学生の気づきを言語化し、助産診断プロセスを整理して、一人一人の思考や技術レベルを確認しながら授業を展開している。

助産学実習においては、日々の実習では一人の実習指導担当者がほぼマンツーマンで学生を担当している。専任教員は担当施設を定期的に交代し、一人あたり4～5名の学生を担当している。複数の専任教員で学生を指導することで、学生の個性や到達状況を多面的に捉え、個々に応じた指導を展開している。また、専任教員と実習担当指導者は実習開始時の学習目標を確認し、実習終了時には学生に丁寧なリフレクションを行うことで、学生が日々の課題を明確にできるよう対応している。実習施設や状況によって学生の経験内容が様々であることから、実習カンファレンスを前期実習では毎週、後期実習では2～3週に1回、各実習施設で開催し、学生個々が科目目標を到達できるよう配慮している。

根拠：

【表1】助産診断技術学各科目における授業者および協力者の人数

【添付資料4】2024年度 STUDY GUIDE p.14-36（シラバス）

【添付資料5】2024年度 実習要項 p.159（カンファレンス）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-2-2

専修学校／専門学校における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
 - (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられ、シラバス等に明示されていること。
-

<評価結果の根拠・分析>

(1) 学生便覧、STUDY GUIDE、実習要項には、各科目の学習目標および内容がわかりやすく明記されており学生が学習目標を理解して主体的に学べるようにしている。

助産診断・技術学の事例演習や技術演習では状況設定を行い、思考過程と実践のプロセスを連動させて具体的にイメージできるよう工夫している。マタニティ各期や新生児期の主な助産技術は専任教員が作成した技術手順書で自己学習を促し、授業では学生全員が平等に経験できるようにしている。また、演習後の自己学習や技術確認のために反復学習できるように、専任教員が動画教材（基礎看護技術、分娩介助、新生児介助技術）を作成し、学習支援システム（Teams for Education）にて配信している。診察技術、分娩介助技術については実習前に実技試験を実施し、評価が8割以上になるまで学生の手技を確認している。

妊婦・褥婦への健康教育技術では、専任教員と非常勤講師（臨床助産師）が担当する科目内容を連動させ、正常経過とリスクのある妊婦への健康教育を課題として選定し、実習前に実技試験を実施している。

助産過程の展開を学ぶ演習では、事例の助産診断やケアを導き出せるように、専任教員全員で該当科目の授業案を検討し、課題解決型思考の基盤を養うことを重視しながら、ベストな助産ケアが提供できるトレーニングを目指している。また、実習指導者が参加する授業を設けることで、臨場感のある技術演習、事例学習を行っている。

(2) 学生の入学時のレディネスを高めるために、看護学での知識と看護技術、健康教育に関する学習、課題図書・助産学研究論文の精読について、課題を提示している。また、学生が授業以外の時間を予習や復習、課題や技術練習に取り組めるよう平日と土曜日の7時30分～18時45分はゼミ室や実習室、情報科学室、図書室を開放している。技術演習で使用する教材・教具は指定規則の2倍の数をそろえ、特に分娩介助に必要な物品や衛生材料は学生個人用に分娩介助セットを準備して、いつでも自己学習・練習が効率よくできる環境を整備している。また、必要に応じて専任教員に指導を求めることができるよう、授業時間外に Support hour を設けて学生の学習を補完している。

根拠：

【添付資料3】2024年度 学生便覧 p.75-86（施設設備の利用）

【添付資料4】2024年度 STUDY GUIDE p.15-43（シラバス）、p.46（学習支援）

【添付資料6】2024年度 授業時間割年間計画・実施

【添付資料22】2024年度 学習支援計画・実施一覧

【添付資料23】2024年度 入学前課題

【確認事項資料③】前期実習前 サポートアワー活用状況 番号

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

実習室が長時間開放されているため、自由な時間に自己学習が可能となっており、学習の機会を最大限に保障する環境が整備されている。

2-3 実習指導体制

基準 2-3-1

臨地実習科目の履修については、専修学校／専門学校の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

実習では、母子を支援する基礎的能力と専門職業人としてのアイデンティティと倫理観を育成することを目的としている。実習要項には、科目ごとに単位数、時間数を明示し、「科目目標」「行動目標」「実習内容、方法」を明記し、到達度は評価表に示している。「助産実践基礎実習」「分娩介助技術実習・助産実践実習Ⅰ」「マタニティケア実習・助産実践実習Ⅱ」「継続事例実習」は、受け持ち事例の選定からケア実施後の評価までの一連のプロセスを留意点とともにわかりやすくフローチャートにして明示しており、学生が実習の流れをイメージしやすく、主体的に実習にのぞめるよう配慮している。

前期実習から後期実習への積み上げを重視し、学生が計画的に実習を進められるよう、実習内容や到達に必要な経験すべき症例数の目安を実習要項に記載している。分娩介助例数毎の段階的な技術到達目標は、ルーブリックによって示し、学生に提示するとともに、実習指導者も共通理解して、学生が分娩介助例数に合わせて技術習得できるようにしている。各実習では、行動目標や評価表で到達度を確認でき、学生自身が卒業時到達目標の到達度をセルフチェックできる。

根拠：

【添付資料 5】2024 年度 実習要項

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-2

臨地実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

実習指導者は 5 年以上の経験がある助産師とし、実習前の技術演習や試験にも参画することで、学生のレディネスを把握した上で実習指導にあたっている。

実習指導責任者と専任教員は、臨地実習指導者会議及び実習前の打ち合わせで各学生の技術習得状況や臨床経験等を情報共有し、指導方針を検討している。実習指導責任者は実習全体を把握し調整する役割を有し、その日の分娩状況や実習進度、学生の状況に合わせて、臨機応変に指導体制を調整している。また、到達状況の低い学生に関しては、同一の実習指導担当者が指導にあたることで、日々の成長の確認とその評価ができるように、勤務を調整している。

実習指導担当者は実習開始時に学生より実習目標を確認し、目標が達成できるよう意識

して実習指導を展開している。実習終了時に、実践した助産診断やケアについて学生とリフレクションを行っている。学生は指導者のコメントを記録し、常時確認できるように携帯している。専任教員もその内容を確認し、学生個々の実習状況と到達度が把握でき、タイムリーな指導ができる。

実習は3施設に分かれるため、各施設担当の専任教員は一定期間継続的に学生を指導し、交替時には学生の到達状況を申し送り、学生を多面的に捉え、形成的評価に務めている。教育主事及び実習調整者は、担当教員より実習状況の報告を受け、実習状況の確認とカンファレンスの参加から、学生個々の能力を把握するよう努め、3施設の学生の到達状況や指導体制に差がないよう配慮している。

実習指導内容・方法の評価については、学生の実習科目評価の結果をふまえて臨地実習指導者会で指導プロセスにそって客観的に検討し、次の実習につなげる体制を継続している。

根拠：

【添付資料 24】 2024 年度 演習協力計画・実施

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

実習指導責任者と専任教員は、臨地実習指導者会議（4回／年）及び実習前の打ち合わせで学生の技術習得状況や臨床経験等を情報共有し、指導方針を検討している。実習指導者は実習前の技術演習や試験に参画し、学生のレディネスを把握する等、学生個々の能力レベルに応じた指導体制を構築している。

基準 2-3-3

専修学校／専門学校は、臨地実習を履修する実習施設に、専修学校／専門学校の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

<評価結果の根拠・分析>

実習指導責任者は各実習施設に1名配置され、副主任以上の役職者もしくは同等の経験を有する指導能力のある助産師が任命されており、実習期間中、学生指導に関わるように業務調整を図っている。実習指導責任者は、臨地実習指導者会議のメンバーとなり、会議での実習状況の報告や実習方法について自施設の病棟スタッフに伝達する役割を担う。分娩介助にかかわる実習の指導担当者は5年以上の経験をもつ助産師が担っており、夜間や休日を含め24時間の分娩介助が可能な実習体制を確保できるよう、病棟看護科長は勤務を調整している。

都道府県の実習指導者講習会は、毎年数名受講しているが受け入れ人数に制限があるため、学校主催の指導者講習未受講者研修を開催し、実習指導者としての役割理解、効果的な実習指導を行うために必要な知識・技術および態度の修得を支援している。また、臨地実習指導者会講演会を開催し、事例を通じた学生指導の在り方や教育評価等について学び、指導

力向上に努めている。さらに、全国助産師教育協議会主催の特定分野（助産）における保健師助産師看護師実習指導者講習会への参加を各実習施設へ推奨している。

根拠：

【表 2】 実習施設別アドバンス助産師数（名）

【表 3】 臨地実習指導者会講演会実施状況

【添付資料 25】 2024 年度 実習指導者講習未受講者研修 実施要領

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

<評価結果の根拠・分析>

「助産実践基礎実習」「マタニティケア実習」「助産実践実習Ⅰ・Ⅱ」「助産管理実習」は、15名の学生が3施設に分かれる。分娩数は3施設合わせて年間約4,500例以上あり、分娩数に合わせて、千船病院・高槻病院に10名、明石医療センターに5名を配置し、妊娠期、分娩期、産褥・新生児期の実習を行っている。「周産期ハイリスク実習Ⅰ・Ⅱ」は、周産期母子医療センターである千船病院と高槻病院に分かれ、母体搬送事例を含めてハイリスク妊産婦、新生児の急性期・回復期のケアについて学んでいる。学生の配置は、学生が効果的に学ぶことができるよう、年齢、看護師経験、通学時間、学生のレディネスや性格等を考慮して決定している。

「地域実習」では切れ目のない母子への支援が学べるように、市の保健センターと遊びの広場に1日につき2～3名を配置している。大阪府助産師会での産前産後ケアセンターでの実習は1日につき5～6名を配置し、地域での助産師の実践を学ぶ助産院での実習には1日につき2～3名の少人数で学べるようにしている。「助産管理実習」は、産科病棟の助産管理を1日につき1名ずつで学び、助産所の管理については地域実習と同じ助産院で学ぶようにしている。

根拠：

【添付資料 5】 2024 年度 実習要項 p.9（実習配置表）

【添付資料 26】 2024 年度 週数別分娩介助例数一覧表

【基礎データ様式 3 表 5】 実習科目別実習施設一覧

【基礎データ様式 3 表 6】 実習施設別概要：設備備品の整備等

【基礎データ様式 3 表 7】 学生定員及び在籍学生数

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-5

専修学校／専門学校では、実習施設および実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

<評価結果の根拠・分析>

毎年、当該校の運営主体となる法人主催の各研修や学会を通して、学校および各施設の役割を共有し、多職種間の連携・協働を図り、医師や薬剤師、栄養士、臨床心理士等、職員全体で学生を育成する風土を醸成している。学校主催の臨地実習指導者会講演会への参加者も多く、事例を通じた学生指導の在り方や教育評価等、指導者の指導力の向上に取り組んでいる。全国助産師教育協議会主催の特定分野（助産）における保健師助産師看護師実習指導者講習会へも毎年、法人内3病院で合計5～7名が参加しており、教育や学生指導への関心の高さが伺える。

実習指導担当者は、学内演習や技術試験に参画しているため実習前の学生のレディネスを把握することができ、実習指導に役立っている。実習指導責任者は産婦の経過と学生の状況に加えて病棟の状況や実習指導者、専任教員の行動計画を常に情報共有し、把握している。専任教員は、夜間以外は分娩に立ち会い、分娩介助後の実習指導者とのリフレクションの場面に同席し、学生の自己評価と到達状況を確認し、学生の課題が明確になるよう関わっている。また、分娩に関する実習に限らず、すべての実習での学生の経験状況を実習指導担当者にその都度伝え、実習内容を詳細に調整している。

年4回開催している臨地実習指導者会議の中で3回は協議の時間を設け、カリキュラムに即した具体的な実習指導内容・方法の検討を行っている。

根拠：【添付資料 27】2024年度 臨地実習指導者会議（助産学科）年間計画・実績一覧

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

臨地実習指導者会議を年間4回行い、実習科目に加え全科目の授業評価や卒業時学校評価、卒業後4か月の母校訪問時のアンケート結果を実習施設と共有し、学生指導に反映する仕組みを整備しており、学校（専任教員）と実習施設（臨床指導者）は強固な連携体制を築き維持している。

基準 2-3-6

専修学校／専門学校は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

<評価結果の根拠・分析>

「助産実践基礎実習」「マタニティケア実習」「分娩介助技術実習」「助産実践実習I・II」

「周産期ハイリスク実習Ⅰ・Ⅱ」「継続事例実習」「助産管理実習」は運営主体となる法人内の3病院で実習している。3施設とも産科単独の病棟をもち、地域の周産期医療の中核的役割を担い、ハイリスク妊産婦・新生児を受け入れている。また、院内助産システムを開設し、ローリスク事例を扱い助産師の自律した活動を行っている。学生は、助産師による妊婦健康診査や褥婦・新生児のケア等のきめ細やかなケアについて学んでいる。これらの施設では正常からハイリスク事例まで幅広く学習することができている。実習の目的である母子を支援する基礎的能力と専門職業人としてのアイデンティティと倫理観を育成するために、各科目の到達度に必要な事例数を専任教員と実習指導責任者、実習指導担当者とが密に協議し、確保することができている。

「地域実習」では7か所の分娩を取り扱う助産院で実習しており、地域での自律的な助産実践を学ぶことができている。また、地域で生活する母子を理解するために高槻市子ども保健センターで実習している。センターでは、母子保健コーディネーターとして助産師が活動しており、実習病院との連携も経験できることから、子育て支援における助産師の役割や多職種連携を学ぶことができる。そして、学校で開催する子育て講座や地域の小学校でのいのちの出前授業の実践を通して、地域での助産師としての役割を学ぶ実習を展開している。

「助産管理実習」の産科病棟管理においては、周産期母子医療センターの機能を有する施設で実習している。産科病棟でのチーム連携を基本とした平時から緊急時の安全管理から個々の助産師の役割や責務について考察できる施設である。助産院では、管理、運営、助産業務の質の保証を基本として、実習病院への搬送事例もあることから安全な分娩に向けた連携、協働等、助産師の専門性について深く学ぶことができている。

根拠：

【基礎データ様式3表5】実習科目別実習施設一覧

【基礎データ様式3表6】実習施設別概要：設備備品の整備等

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-7

リスクマネジメントとして、実習時に発生する傷害・損害への予防や対策が施され、また、感染等に対する予防策や発生時の指針が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

前期実習開始までに、助産管理の科目である「周産期リスクマネジメント」を履修する。この科目は周産期施設での安全管理を担う助産師が担当し、実例を踏まえた講義内容であり、学生が周産期におけるリスクマネジメントについて具体的にイメージできるようにしている。

実習前の実習オリエンテーションでは、実習要項を用いて事故防止、事故時の対応について説明している。またインシデント・アクシデントの報告書式を提示している。学生全員が、思わぬ事故に備えるため総合保障制度「Will」に加入している。

感染対策マニュアルは2024年3月に第1版が作成され、感染予防と感染発症時の対処について定められている。マニュアルは、学生の学習支援システム（Teams for Education）のフォルダに提示されており、必要時は即時に確認できるようにしている。

根拠：

- 【添付資料4】2024年 STUDY GUIDE p.43（周産期リスクマネジメントシラバス）
- 【添付資料5】2024年度 実習要項 p.164（事故時の対応）
- 【添付資料28】感染対策マニュアル 第1版
- 【添付資料29】一般社団法人日本看護学校協議会 共済会 総合保障「Will」

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-4 成績評価および卒業認定

基準 2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

<評価結果の根拠・分析>

(1) 成績評価の基準は、学則第19条、履修規程（学生便覧）第9条、STUDY GUIDEに記載している。学科試験は、科目毎に評価方法が記載され正規の試験では100点満点で60点未満は不合格、やむを得ない理由で正規の試験を受験できない際に実施される追試験時は、80点満点（正規試験の80%）で60点未満を不合格とし、不合格者には再試験を実施している。学生には、入学時オリエンテーションおよび、科目担当教員から初講時、終講時に評価時期、方法、点数配分について説明している。実習は、科目毎の評価表をもとに100点満点で60点未満は不合格とし、再実習が実施される。評価基準は評価表をもとに実習前オリエンテーションで周知している。

(2) 学科試験は科目担当教員が作成し、複数の教員で科目目標に照らして確認している。正答は答案返却時に学生に提示している。

実習成績は、実習指導責任者と教員で評価項目をもとに、中間評価を行い、病棟看護科長に報告した上で学生に結果を説明している。最終評価では、実習指導責任者、専任教員の評価、学生の自己評価をもとに、教員会議で施設間や担当者間の差異を平準化するための検討を行い、成績を決定している。

(3) 試験は年間計画を時間割に明示している。実技試験・臨床能力試験の2週間前には試験内容や方法等の概要を提示し、自己学習時間を確保し、1週間前には試験要領を用いて、具体的な試験方法を詳細に説明している。再試験では、学生の学習時間を確保できるように日程調整を行い、再実習や追実習は長期休暇を利用して実施するように計画している。

根拠：

- 【添付資料3】2024年度 学生便覧
p.17-20（履修規程）、p.60-61（学習の手引き 6 評価）
- 【添付資料4】2024年度 STUDY GUIDE
p.15-43（シラバス）、p.45（臨床能力試験実施要項）
- 【添付資料5】実習要項 p.157-158（実習評価）
- 【添付資料7】規則規程集 p.4-5（学則 授業科目の評価及び単位の認定）
- 【添付資料21】2024年度 学年暦資料名

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-2

専修学校／専門学校の卒業要件は、各専修学校／専門学校学則の規程を満たすものであること。

<評価結果の根拠・分析>

卒業要件は、学生便覧に明示されており、学則第18条及び第21条に卒業に必要な単位数、基礎助産学7単位、助産診断・技術学11単位、地域母子保健2単位、助産管理2単位、助産学実習11単位の総計33単位が定められている。また学則第21条には欠席日数に関する規定や愛仁会看護助産専門学校運営会の議を経て卒業認定することを明文化している。

根拠：

- 【添付資料3】2024年度 学生便覧 p.17-20（履修規程）
- 【添付資料7】規則規程集 p.6（学則 第7章卒業等）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-3

成績評価は、学生にフィードバックされていること。学生の評価に対する疑問や不服について申し出ることができる体制を整えていること。

<評価結果の根拠・分析>

筆記試験の成績評価は、再試験が必要な場合はその都度返却し、それ以外は7・10・12月の個別面談時にクラス担当教員から返却している。技術試験・臨床能力試験の評価は、試験3日後には科目担当者から採点基準も含めフィードバックを行いながら返却している。実習の評価に関しては夏期および冬期休暇前の個別面談時にフィードバックを行っている。

評価に対しての疑問や不服については、まずは科目担当教員に相談し、必要に応じて、教育主事が面談を行う体制を整備している。しかし、学生への明示はしていない。直近5年間で「評価に関する教育主事による対応」の実績はないものの、評価に対する異議申し立て制度の明示が望まれる。なお、本提案に関しては、評価のプロセスにおいて改善策を検討されていることが確認できており、今後の実施が望まれる。

根拠：

様式2 自己点検評価報告書と現地調査による確認

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

成績評価に対する学生の疑義申し立てに関しては、一定期間の確保や申し立て先を第三者とする等の制度の見直しと学生への明示が望まれる。(基準2-4-3)

基準 2-4-4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な教員研修等が継続的かつ効果的に行う体制（FD・SD体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

教員研修は、各教員の教育内容・方法の改善を図るため、各専門分野に応じて年間計画を立案し、計画的に学会や外部研修に参加している。2022年度より運営主体である法人内の看護専門学校との合同での臨地実習指導者会講演会において教育に関する研修を実施している。新任の教員に対しては、日本助産師教育協議会のファーストステージ研修の受講を推奨している（直近5年間では新任教員がないため該当者はなし）。すべての専任教員が、助産実践能力習熟段階レベルⅢの認証を受けており、そのうち3名は2025年度に更新予定である。認証が開始された2015年は組織的な推奨があったものの、取得・更新は個人の意思

に任されている。組織としては、年度初めに専任教員の外部研修や学会の参加を計画し、参加費・出張費の補助により更新をサポートしている。

学生による授業評価は、毎年すべての科目において実施している。さらに卒業時学校評価および卒業後4か月の母校訪問にて就業後に在学中の学習がどのように活かされているか、学科進捗や実習に関してアンケートを実施しカリキュラム評価の資料にしている。また、これらを実習施設との臨地実習指導者会議で説明し、学生指導に反映する仕組みを整備している。

根拠：

【添付資料 4】2024年度 STUDY GUIDE p.59

【添付資料 10】授業評価アンケート

【添付資料 13】助産学科 28 回生 卒業時学校評価

【添付資料 30】2024年度 助産学科教員会議・カリキュラム会議 年間計画・実績 一覧

【添付資料 31】2024年度 助産学科教員 学会・研修会 参加実績

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

専任教員の外部研修や学会の参加を計画し、参加費・出張費の補助により、外部評価（助産実践能力習熟段階レベルⅢ）の認証更新を組織的にサポートしており、専任教員の実践能力を保証している。（基準 2-4-4）

第3章 入学者選抜

3-1 入学者選抜

基準 3-1-1

専修学校／専門学校は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、専修学校／専門学校の理念・目的に照らして、適切な選抜方針（アドミッション・ポリシー）、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

<評価結果の根拠・分析>

アドミッション・ポリシーをはじめ、入試情報はホームページに公開されており、また年6回のオープンキャンパスで教育内容や入試について説明している。入試種別は指定校制推薦入学試験、公募制推薦入学試験、一般入学試験と多様である。公募制入学試験および一般入学試験では、基礎看護学、小児看護学、母性看護学の学科試験を課し、全ての入試におい

て小論文、面接試験、書類審査を実施しており、助産教育に必要な能力を査定する選抜方法が導入されている。選抜や事務手続き等は「学則」「入学試験実施規定」に基づき実施している。

根拠：

【添付資料 1】 2025 年度 学生募集要項

【添付資料 2】 学校案内（パンフレット）

【添付資料 7】 規則規程集 p.2-4（学則 入学・退学・休学・復学・転学・転入学）

規則規程集 p.18-19（入学試験実施規程）

規則規程集 p.33-35（入学試験情報開示に関する規程）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-2

入学者選抜にあたっては、専修学校／専門学校において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

<評価結果の根拠・分析>

入学者選抜にあたって、指定校制推薦入学試験、公募制推薦入学試験、一般入学試験を実施しており、幅広く受験生に門戸を開き、選抜方法もその能力を見極める工夫がされている。公募制推薦入学試験、一般入学試験ともに学科試験、小論文、面接、書類審査と多面的な選考方法を設定している。特に、2021 年入学生から、コロナ禍による看護基礎教育での看護実践経験の低下に鑑みて、基礎看護学の学科試験では「基礎看護技術の根拠理解」に重きをおき出題内容を構成している。選考は複数の試験担当者により客観的に実施している。2024 年の公募制推薦入学試験からはそれ以前には看護学のなかに包含し出題していた小児看護学を入試科目として表記し、出題内容と入試科目との整合性を図っている。

根拠：

【添付資料 1】 2025 年度 学生募集要項

【添付資料 7】 規則規程集 p.18-19（入学試験実施規程）

規則規程集 p.20-23（一般入学試験実施細則）

規則規程集 p.24-28（推薦入学試験実施細則）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

<評価結果の根拠・分析>

入学者選抜は、「入学試験実施規定」に基づき選考基準・選抜方法・合否決定・合格発表等の審議を行っている。合否は、推薦入学試験実施細則第8条、一般入学試験実施細則第8条の合格基準に基づき判定している。入学試験は、専任教員、学校事務職員および運営主体である法人内の病院長、看護部長、周産期診療部長で適正に遂行している。公正な試験実施のために、試験実施毎に作成された実施要領に基づき入学者選抜を実施している。

根拠：

【添付資料7】規則規程集 p.18-19（入学試験実施規程）

規則規程集 p.20-23（一般入学試験実施細則）

規則規程集 p.24-28（推薦入学試験実施細則）

規則規程集 p.33-35（入学試験情報開示に関する規程）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、学校長、副学校長、教育主事、事務部長、法人看護担当特任理事で構成する愛仁会看護助産専門学校運営会において、定期的に検討を行う仕組みを持っている。

根拠：

【添付資料7】規則規程集 p.18-19（入学試験実施規程）

<評価結果>

評価基準に適合している。

3-2 収容定員と在籍者数

基準 3-2-1

専修学校／専門学校の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

<評価結果の根拠・分析>

2021年入試からは運営主体である法人内での助産師需給状況も背景に、定員数を縮小(15名)している。学生募集要項での募集人員は推薦入学試験(指定校制・公募制)「7名程度」、一般入学試験「計15名(公募・指定校制推薦入試を含む)」と表記している。直近5年における合格者数は指定校制推薦入学試験では2～5名、公募制推薦入学試験では5～8名の計10～11名(66.7～73.3%)であり、収容定員の6割～7割となるようにしている。これらから、**推薦入学試験(指定校制・公募制)の募集人員を実態に即した内容とすることが望まれる。なお、本提案に関しては、評価のプロセスにおいて改善策を検討されていることが確認できており、今後の実施が望まれる。**

一般入学試験の合格者は4～5名、その倍率は、直近5年では19.2～10.8であり、直近4年では低下しているものの高倍率を維持している。一般入学試験においては他養成機関との併願者も多く、入学辞退があった場合、補欠合格者を繰り上げ合格(直近5年は1～4名)とし、収容定員15名を満たしている。なお、補欠合格者には、合格発表時に個別に通知している。

根拠：

【基礎データ様式3表8】志願者・合格者・入学者数の推移

【基礎データ様式3表9】留年・退学者数

【確認事項資料④】定員変更資料

参考：

令和8年度大学入学者選抜実施要項について(通知)

https://www.mext.go.jp/content/20250701-daigakuc_000010813_1.pdf

大学入学者選抜の公正確保について(通知)

https://www.mext.go.jp/content/20241223-mxt_daigakuc02-1000145561_2.pdf

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

推薦入学試験(指定校制・公募制)の募集人員を実態に即した内容とすることが望まれる。
(基準3-2-1)

第4章 学生への支援体制

4-1 学修支援

基準 4-1-1

学生が在学期間中に学修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、専修学校／専門学校に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

<評価結果の根拠・分析>

入学時説明会・入学オリエンテーションにおいて教育目的・目標に合わせた学習内容、履修方法、学習相談及び助言体制について説明している。

個別学習支援として **Support hour** をほぼ毎日設定し、技術習得に加え、実習での課題や将来の進路について専任教員に相談できる体制を整えている。全学生が **Support hour** を活用している実態から有益に機能している。また、学生の学習状況や健康状態、あるいは評価フィードバック等の目的のために、入学直後、実習開始前、実習中間、実習後に学生面談を実施している。学習や技術習得が困難な学生については、教員間で方法を検討し、到達レベルが向上するよう個別に支援している。

根拠：

【添付資料 4】 2024 年度 STUDY GUIDE p.46

【添付資料 22】 2024 年度 学習支援計画・実施一覧

【添付資料 32】 2024 年度 入学説明・オリエンテーション計画

【添付資料 33】 2024 年度 面談計画・実施一覧

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

学習支援体制として、学生が主体的に個別指導を受けられる **Support hour** をほぼ毎日設けており、学生の自己学習や課題解決支援、進路相談体制として有益に機能している。

4-2 生活支援等

基準 4-2-1

学生が在学期間中に学修に専念できるよう、学生の経済的支援および学生生活に関する相

談・助言や支援体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

日本学生支援機構や返済義務のない奨学金（近畿地区助産師会奨学金、専門実践教育訓練給付金制度、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金制度）の利用が可能となっている。これらの経済的支援については、オープンキャンパス、入学前説明会、入学時オリエンテーション等で情報提供している。手続きや相談窓口は事務部門が行う他、学生から経済面での相談を受けた場合は、事務部と教育主事で連携しながら個別に対応している。2024 年度における奨学金の利用者は日本学生支援機構（貸与）4 名（26.7%）である。

根拠：

【添付資料 34】保健師助産師看護師法施行令第 14 条の規定に基づく報告

【基礎データ様式 3 表 10】奨学金給付・貸与状況

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 4-2-2**学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制が整備されていること。**

<評価結果の根拠・分析>

学校保健安全法に基づき年 2 回の健康診断を実施しており、学校医にも健康相談が可能である。学業に影響を及ぼす疾患を有する場合は、必要に応じ学校医、専門医師に相談可能な体制を整備している。健康診断結果や受診記録は事務部に保管され、個人情報も適切に管理している。

日常的な健康管理は、からだポータルサイトを活用し、毎日 2 回、自己申告による体調確認を実施している。適宜教員からも声掛けを行っている他、定期的な面接による相談・助言体制も整備している。

また、スクールカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングは 月 2 回設定している。2019 年より新たにカウンセリングの外部相談窓口も開設し、ハラスメント・いじめの事案にも対応可能な体制を整備している。学生には入学時にコンプライアンス対策やハラスメントガイドラインについて説明を行い、相談窓口についても周知している。

根拠：

【添付資料 3】2024 年度 学生便覧 p.69-70

【添付資料 7】規則規程集 p.64-66

【添付資料 14】 ハラスメント防止に関するガイドライン

【添付資料 16】 カウンセリングオリエンテーション 2024

【添付資料 35】 カウンセリング計画・実施一覧

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

当该校の実習施設は周産期母子医療センターとして地域の中核病院の機能と、院内助産システムを有するため、例年 8 割以上の学生が運営主体である法人内への就職を希望している。そのため、学生の適正や能力に応じた進路の選択ができるよう法人内 3 病院の就職セミナーやインターンシップ制度を毎年計画している。法人内病院の就職試験は 9 月に実施しており、学生が就職に向けて準備する期間を設けている。

法人内病院以外への就職希望は、入学時の面談において把握し、本人の希望に応じた選択を支援している。

根拠：

【添付資料 15】 2024 年度 就職セミナー

【添付資料 36】 2024 年度 インターンシップ資料（明石医療センター）

<評価結果>

評価基準に適合している。

第 5 章 教員組織

5-1 教員の資格と評価

基準 5-1-1

専修学校／専門学校において教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として置かれていること。

- (1) 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第 5 の 1 項の (2) に規定された者。
 - (2) 助産に関する実務上の知識および能力、経験を有する者。
-

<評価結果の根拠・分析>

(1) 専任教員(4名)はいずれも看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(以下、養成所ガイドライン)第5の1項(2)に規定されている助産師として5年以上業務に従事し、且つ専任教員として必要な研修を終了した者であり基準を満たしている。

(2) 専任教員(4名)は8~13年の十分な臨床経験を持ち、専任教員として必要な研修を修了している。教育経験年数は9~19年であり、看護・助産師教育に活かすパフォーマンス評価ワークブックの執筆や全国助産師教育協議会において教育検討委員会としての活動、小学校での命の教育に関するボランティア、助産学 OSCE の評価者としての参画、助産師国家試験プール問題作成・登録の協力員等、教育業績の積み上げや社会貢献活動に従事し、自己研鑽を行っている。

根拠:

【添付資料 37】保健師助産師看護師法施行令第14条の規定に基づく報告(教員)

【基礎データ様式 3 表 13】専任教員の授業担当

【基礎データ様式 3 表 14】専任教員の教育業績

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5-1-2

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

専任教員の採用については、養成所ガイドラインの第5の1項(2)に基づき、助産師としての臨床経験年数、研修修了、大学院や大学での教育科目履修の基準を設けている。昇任に関しては、副学校長、教育主事、学科・実習調整者のそれぞれに基準を設けている。

教員の人材確保では法人内の病院と連携し、2021年度から高槻病院の看護部により、アドバンス助産師を有し、助産師教育に高い関心があり、学生とともに成長できる有能な臨床の実践家を臨床教員として任命している。臨床教員の任期は1年であり、実習指導体制の充実強化を目的としており、学内での講義や演習に参加したうえで臨床実習指導にあたるように制度を構築し運用している。

根拠:

【添付資料 7】規則規程集 p.100 (専任教員等の採用基準)

規則規程集 p.101 (専任教員の昇格基準)

【追加資料④】助産学科「臨床教員」について：2025年3月4日付

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

臨床教員制度を法人組織内の病院と連携して構築し、実習指導体制の充実強化を目的に運用している。

5-2 専任教員の配置と構成

基準 5-2-1

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、助産師の資格を有する専任教員が3名以上置かれていること。

<評価結果の根拠・分析>

入学定員15名であることから養成所指定規則により3名以上の配置が求められる。学則に助産教育主事1名、実習調整者1名、専任教員2名以上と規定され、現行では助産師資格を有する専任教員4名を配置している。2024年度の年度途中の専任教員の休職に対しては、当該校での就業経験者（2名）を実習指導教員、演習補助教員として採用している。

また、専任教員の採用にあたっては、業務から5年以上離れている者は好ましくないことも考慮し、法人内施設との連携により専任教員を配置している。

根拠：

【添付資料7】規則規程集 p.7（学則 教職員組織）

規則規程集 p.100（専任教員等の採用基準）

【添付資料37】保健師助産師看護師法施行令第14条の規定に基づく報告（教員）

【基礎データ様式3表13】専任教員の授業担当

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5-2-2

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条の4項に基づき、専任教員のうち1人は教務に関する主任者が置かれていること。

<評価結果の根拠・分析>

指定規則に則り、教務に関する主任者として「教育主事」の呼称を用いて専任教員を1名

配置している。教育主事は指導要領第4の1項(10)アの規定に該当するものであり、教務主任養成講習会の受講を修了しており、豊富な教育経験(16年)を有している。

根拠：

【添付資料37】保健師助産師看護師法施行令第14条の規定に基づく報告(教員)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5-2-3

基準 5-2-1 で規定される専任教員は、適切な担当科目に配置されていること。

<評価結果の根拠・分析>

教員の担当科目は教員の経験や講義と実習科目の連動を考慮して決定している。2024年度については、専任教員1名が途中で休職となったため、年間平均授業時間数は、3.0～7.0時間/週と偏りが生じている。2025年度の年間平均授業時間数は約5.6時間/週である。ただし4～5月には演習科目を複数教員で担当するため主担当科目以外に1週あたり4時間程度の担当がある。

妊娠期、分娩期、産褥・新生児期の助産診断技術学については、3年程度で担当を変更し、教員の教授経験増や均等化を図っている。演習については科目担当者が立案した授業計画を専任教員全員で検討・演習に参画することにより、それぞれの担当科目の講義や演習の内容や進度の調整に役立てている。科目担当者は目標達成や成果評価に責任を持つことにより継続的に教育内容を改善している。

根拠：

【添付資料38】2024年度 教員業務計画・実施状況

【基礎データ様式3表13】専任教員の授業担当

<評価結果>

評価基準に適合している。

第6章 施設、設備および図書館等

6-1 施設の整備

基準 6-1-1

専修学校／専門学校には、その規模に応じて、教員による教育、学生の学習、その他、当該専修学校／専門学校の運営に必要な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書室、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

指定規則の基準に則り教室等を有しており、建物の5階に助産学科の教室、実習室、演習室を設けている。実習室は十分なスペースを有し、病院施設を模した広さの「分娩室」「診察室」を備えている。妊婦、産婦、褥婦・新生児の診断やケア演習時等、使用目的に合わせてレイアウトを変更でき、実践的な設備の学習環境を整えている。また在宅実習室は、子育て講座や家庭訪問技術演習に活用している。

臨床能力試験の際は、実習室と演習室に複数のブースを設定し、ワンフロアで受験生の動線を考慮した効率的な試験実施が可能である。

教職員室では教員と事務員が業務を行っており、連携がとりやすい構造となっている。

根拠：

【添付資料 7】規則規程集 p.77-78

【添付資料 39】施設一覧

【添付資料 40】校内図

<評価結果>

評価基準に適合している。

6-2 設備の整備

基準 6-2-1

専修学校／専門学校には、教員による教育ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

学習で使用する設備として介助技術に必要な分娩台、分娩介助用機械器具、ファントーム、新生児モデル、フィジカルアセスメントに必要な妊産婦腹部触診モデルや計測器具、周産期救急対応技術に必要な気管内挿管訓練人形（新生児用）、救急処置用具等は指定規則で定められた数の2倍以上準備しており、学生が学びたい時にいつでも活用できるよう整備している。模型に関しては講義及びその後の自己学習時に随時活用可能となるよう教室に設置している。

分娩介助や臍帯切断等、確実な技術習得に必要な物品は、学生1人に1セット確保し、十分な自己学習ができるように整備している。

器具、機器類は定期的に点検し、修理や追加購入備品を検討しており、過不足なく活用で

きるよう整備している。

分娩実習に備えた待機場所として、高槻病院実習用に隣接の学生寮内に待機室を確保、明石医療センターには病院近辺に宿泊施設を2部屋確保し、安全にも配慮している。

根拠：

【添付資料42】教育のための機器・備品の数

【基礎データ様式3表17】教育のための機器・備品の数

<評価結果>

評価基準に適合している。

6-3 図書室の整備

基準 6-3-1

図書室には学生の学習および教員の教育・研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書室の開室時間は学生の学習および教員の教育・研究のために、十分に確保されていること。

<評価結果の根拠・分析>

図書室は看護学科と共用で必要な図書及び電子媒体を含む各種資料を計画的に整備している。蔵書数も助産学科の専門図書 3,488 冊に加えて看護学科との共有図書が 11,580 冊あり、そのほかに雑誌、視聴覚資料等も充実している。

開室時間は、平日の7時30分から18時45分である。学生の図書への関心を高める工夫として、年2回図書フェアを開催している。

根拠：

【添付資料3】2024年度 学生便覧 p.75

【添付資料7】規則規程集 p.74

【基礎データ様式3表18】図書・資料の所蔵数

<評価結果>

評価基準に適合している。

第7章 点検・評価

7-1 結果の公表

基準 7-1-1

専修学校／専門学校における教育活動等の水準の維持向上を図り、その教育活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

<評価結果の根拠・分析>

毎年1回、教育目的・目標の到達状況に関する自己点検・自己評価と法人関係者、卒業生、看護教育に関し知見を有する者等で学校関係者評価を実施している。評価にて課題が見られたところは次年度方針に反映し、教育活動の維持向上に努めている。

第三者評価として、2015年、2020年に日本助産評価機構の評価を受審しており、その結果はホームページに掲載している。

根拠：

【添付資料 7】 規則規程集 p.87-91

【添付資料 9】 2024年度 自己点検・評価報告書

【添付資料 41】 2024年度 学校関係者評価

<評価結果>

評価基準に適合している。

7-2 実施体制の整備

基準 7-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適切な実施体制が整えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

自己点検・自己評価として、教育課程および授業の評価、卒業時の到達評価、卒業後の評価、学校評価、教育活動の自己評価を実施している。その結果は、教育主事、実習調整者、専任教員で構成するカリキュラム会議で分析し、年度末に助産学科の自己点検・自己評価報告書としてまとめている。

自己評価の客観性と透明性を高め、学校運営の改善を促進するため、学校関係者評価を実施している。学校関係者評価の委員は、法人関係者、卒業生、看護教育に関し知見を有する者等で構成している。

根拠：

【添付資料 30】 2024年度 助産学科教員会議・カリキュラム会議年間計画・実績一覧

<評価結果>

評価基準に適合している。

愛仁会看護助産専門学校に対する評価スケジュール

2024年（令和6）年

10月2日 専修学校／専門学校評価説明会の開催

2025（令和7）年

1月27日 愛仁会看護助産専門学校からの「専修学校／専門学校評価申請書」を受理

7月9日 愛仁会看護助産専門学校より「自己点検評価報告書」及び必要書類の提出

7月9日～10月27日 本機構評価チームにて「調査報告書（案1）」作成

9月9日 本機構評価チーム会議（第1回）にて「調査報告書（案1）」検討

9月18日 愛仁会看護助産専門学校へ「現地調査に関わる資料」「質問事項」等を送付

10月14日 愛仁会看護助産専門学校より「質問事項に対する回答」「追加資料」等の提出

10月24日 本機構評価チーム会議（第2回）にて「調査報告書（案1）」検討

10月28日 愛仁会看護助産専門学校への現地調査実施

10月29日～11月28日 本機構評価チームにて「調査報告書（案2）」作成

11月13日 本機構評価チーム会議（第3回）にて「調査報告書（案2）」検討

12月15日 本機構評価委員会にて「調査報告書（案2）」検討

12月15日～12月21日 本機構評価チームにて「評価報告書（原案）」検討

12月22日 愛仁会看護助産専門学校へ「評価報告書（原案）」を送付

2026（令和8）年

1月22日 愛仁会看護助産専門学校より「評価報告書（原案）」についての意見申立の提出

1月22日～2月8日 本機構評価委員会にて「評価報告書（原案）」修正の検討

2月17日 本機構認証評価評議会にて「評価報告書」の審議

3月24日 本機構理事会にて認証評価評議会による審議結果の報告

3月24日 認定（認定期間 2026年4月1日～2031年3月31日）

愛仁会看護助産専門学校 提出資料一覧

- ・ 2025 年度 学生募集要項
- ・ パンフレット
- ・ 2024 年度 学生便覧
- ・ 2024 年度 STUDY GUIDE (履修要項、講義要項、シラバス、学習ガイド等)
- ・ 2024 年度 実習要項
- ・ 2024 年度 時間割 (計画)
- ・ 2024 年度 時間割 (実績)
- ・ 規則規程集
- ・ 各種規程等一覧 (抜粋)
- ・ 2024 年度 自己点検・評価報告書
- ・ 授業評価アンケート
- ・ 2024 年度 助産師の卒業時の到達目標と到達度自己評価
- ・ 卒業生によるカリキュラム評価アンケート
- ・ 助産学科 28 回生 卒業時学校評価
- ・ ハラスメント防止に関するガイドライン
- ・ 2024 年度就職セミナー資料
- ・ カウンセリングオリエンテーション 2024
- ・ 教育課程に含むべき条件
- ・ 指定規則と対比した教育内容、単位数
- ・ 教育目標と 3 つのポリシーと科目との関連
- ・ 2024 年度 学科進捗表 科目別週別時間数計画・実施一覧
- ・ 2024 年度 学年暦
- ・ 2024 年度 学習支援計画・実施一覧
- ・ 2024 年度 入学前課題
- ・ 2024 年度 演習協力計画・実施
- ・ 2024 年度 実習指導者講習未受講者研修実施要領
- ・ 2024 年度 週数別分娩介助例数一覧表
- ・ 2024 年度 臨地実習指導者会議 (助産学科) 年間計画・実績一覧
- ・ 感染対策マニュアル第 1 版
- ・ 一般社団法人日本看護学校協議会 共済会総合保障「Will」
- ・ 2024 年度 助産学科教員会議・カリキュラム会議 年間計画・実績一覧
- ・ 2024 年度 助産学科教員 学会・研修会 参加計画・実績一覧
- ・ 2024 年度 入学説明・オリエンテーション計画
- ・ 2024 年度 面談計画・実施一覧
- ・ 保健師助産師看護師法施行令第 14 条の規定に基づく報告 (奨学金)
- ・ カウンセリング計画・実施一覧

- ・ 2024 年度 インターンシップ資料（明石医療センター）
- ・ 保健師助産師看護師法施行令第 14 条の規定に基づく報告（教員）
- ・ 2024 年度 教員業務計画・実施状況
- ・ 施設一覧
- ・ 校内図
- ・ 2024 年度 学校関係者評価
- ・ 教育のための機器・備品の数
- ・ 入学時オリエンテーション 2024 年
- ・ IT の活用について 助産学科 2024 年度
- ・ 助産学科「臨床教員」について
- ・ 2021 年度 ALSO デモプログラム
- ・ 2024 年度 ALSO コーススケジュール
- ・ 前期実習前サポートアワー活用状況
- ・ 定員変更資料

2025（令和7）年 専修学校／専門学校評価関連 委員会等名簿

2025（令和7）年度 一般財団法人日本助産評価機構

理事会名簿

理 事 ・ 監 事

役 職	氏 名	所属等
理事長	堀内 成子	聖路加国際大学 学長
理 事	内田 朋子	東京女子医科大学附属足立医療センター 副看護部長
理 事	江藤 宏美	長崎大学 教授
理 事	小川 久貴子	東京女子医科大学 教授
理 事	小黒 道子	東京医療保健大学 教授
理 事	小柳 弘恵	やんばる希望ヶ丘助産院 院長
理 事	高田 昌代	たかだ助産所／たかだこどもクリニック 助産師
理 事	砥石 和子	成城木下病院 助産師
理 事	布施 明美	医療法人産育会 堀病院 看護部長
理 事	正岡 経子	札幌医科大学 教授
理 事	村上 明美	神奈川県立保健福祉大学 学長
理 事	村田 佐登美	助産師
監 事	毛利 多恵子	毛利助産所 所長
監 事	石川 紀子	愛育クリニック・ 愛育産後ケア子育てステーション 看護部長

評 議 員

役 職	氏 名	所属等
評議員	井村 真澄	日本赤十字看護大学 教授
評議員	井本 寛子	日本看護協会 常任理事
評議員	恵美須 文枝	東京都立大学 名誉教授
評議員	島田 真理恵	上智大学 教授

2025（令和7）年度 一般財団法人日本助産評価機構 助産教育認証評価部
 認証評価評議会名簿

認証評価評議員

分野	氏名	所属等
教育	島田 啓子	金沢大学 名誉教授
教育	福井 トシ子	国際医療福祉大学大学院 副大学院長
教育	渡邊 典子	新潟青陵大学 副学長
実践	中根 直子	日本赤十字社医療センター 助産師
実践	永森 久美子	公益社団法人日本助産師会 世田谷区立産後ケアセンター（世田谷区委託）助産師
実践	堀内 成子	聖路加国際大学 学長
有識者	高岡 香	横浜エルム法律事務所 弁護士
有識者	田村 正徳	埼玉医科大学総合医療センター 名誉教授
有識者	土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 名誉教授

2025（令和7）年度 一般財団法人日本助産評価機構 助産教育認証評価部
評価委員会名簿

評 価 委 員

分 野	氏 名	所属等
教育評価部 部長	江藤 宏美	長崎大学 教授
教 育	白石 三恵	大阪大学 教授
教 育	武田 江里子	浜松医科大学 教授
教 育	谷口 千絵	神奈川県立保健福祉大学 教授
教 育	春名 めぐみ	東京大学 教授
教 育	蛭田 明子	湘南鎌倉医療大学 教授
教 育	藤井 ひろみ	大手前大学 教授
教 育	正岡 経子	札幌医科大学 教授
教 育	眞鍋 えみ子	同志社女子大学 教授
実 践	松本 弘子	医療法人社団理弘会岩倉病院 看護部長

2025（令和7）年度 一般財団法人日本助産評価機構 助産教育認証評価部
評価チーム名簿

愛仁会看護助産専門学校大学 評価チーム 評価員

役 職	氏 名	所属等
主 査	眞鍋 えみ子	同志社女子大学 教授
副 査	野原 留美	香川大学 准教授
評価員	杉原 真理	産後ケアハウス杉原 hare 代表

千里金蘭大学 評価チーム 評価員

役 職	氏 名	所属等
主 査	村上 明美	神奈川県立保健福祉大学 学長
副 査	服部 律子	奈良学園大学 副学長
評価員	駒井 江里	神戸市立西神戸医療センター 外来西師長

2025 年度 愛仁会看護助産専門学校
専修学校／専門学校評価
評価報告書

一般財団法人日本助産評価機構
助産教育認証評価部

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 7-9-202

<https://www.josan-hyoka.org/>

[TEL] 03-6228-5539

[E-Mail] jime@josan-hyoka.org



2025 年度 愛仁会看護助産専門学校
専修学校／専門学校評価 評価報告書

一般財団法人日本助産評価機構
助産教育認証評価部

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 7-9-202

<https://www.josan-hyoka.org/>

[TEL] 03-6228-5539

[E-Mail] jime@josan-hyoka.org